

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみ処理の方法

#### (1) ごみの種類と排出方法

##### 1) 家庭系ごみ

##### ① 収集するもの

収集する家庭系ごみは、次に示すとおり区分ごとに分別します。<sup>注3-1)</sup>

- 燃やせるごみ（生ごみ、リサイクルできない紙等）
- 燃やせないごみ（プラスチック類、ガラス類、陶器類等）
- 古紙類等の資源（新聞紙、雑誌、雑紙、古着等）
- 缶類等の資源（缶、びん、ペットボトル）
- 粗大ごみ（ソファ、テーブル、食器棚等）
- 危険ごみ（スプレー缶、石油ストーブ、ガス器具等）
- 特定廃棄物（自家用自動車タイヤ、スプリングマットレス等）
- その他専用の処理のために分類するごみ  
（使用済乾電池等、家電4品目、天ぷら油）

分別された燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源及び危険ごみは、ごみステーションへ排出、粗大ごみ・特定廃棄物は、個別収集の依頼もしくはクリーンセンターへ自己搬入することとしています。その他専用の処理のために分類するごみは、品目により排出の方法が異なります。<sup>注3-2)</sup>

##### ② 収集しないもの

収集しない家庭系ごみは、次に示すとおりです。自らクリーンセンターに直接搬入するか、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼することとしています。

- 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
- 2 m以上、50 kgを超えるもの等収集作業に支障を及ぼすもの
- 土、石、瓦等最終処分場へ搬入するもの

注3-1) 詳しくは、資料編「表-6 家庭系ごみで収集するもの」に示します。

注3-2) 詳しくは、資料編「表-7 家庭系ごみの排出方法」に示します。

### ③ 処理できないもの

処理できない家庭系ごみは、次に示すとおりです。

- オートバイ、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
- ペンキ、廃油等処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

## 2) 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしています。ただし、自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入することとしています。

また、本市が処理しない産業廃棄物及び市域外の廃棄物はクリーンセンターへ搬入することができません。

## (2) 収集・運搬状況

家庭系ごみの収集・運搬は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ・資源・使用済乾電池等はステーション収集、粗大ごみ・家電4品目・特定廃棄物は有料にて戸別収集を行っています。

収集体制は表 3-1 のとおり直営・委託収集を行っています。

表 3-1 収集体制 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		収集車両	
直営収集	燃やせるごみ	ダンプ	5 台
	天ぷら油	パッカー	36 台
	使用済乾電池等	その他	1 台
	家電 4 品目		
	特定廃棄物		
委託収集	燃やせないごみ	ダンプ	2 台
	危険ごみ	パッカー	11 台
	粗大ごみ	その他	8 台
	家電 4 品目		
	特定廃棄物		
	飲料缶	ダンプ	51 台
	ガラスびん	パッカー	31 台
	ペットボトル		
	雑誌・雑がみ	ダンプ	5 台
	新聞紙	パッカー	3 台
	段ボール		
	牛乳パック類		
	古着		

### (3) 処理状況

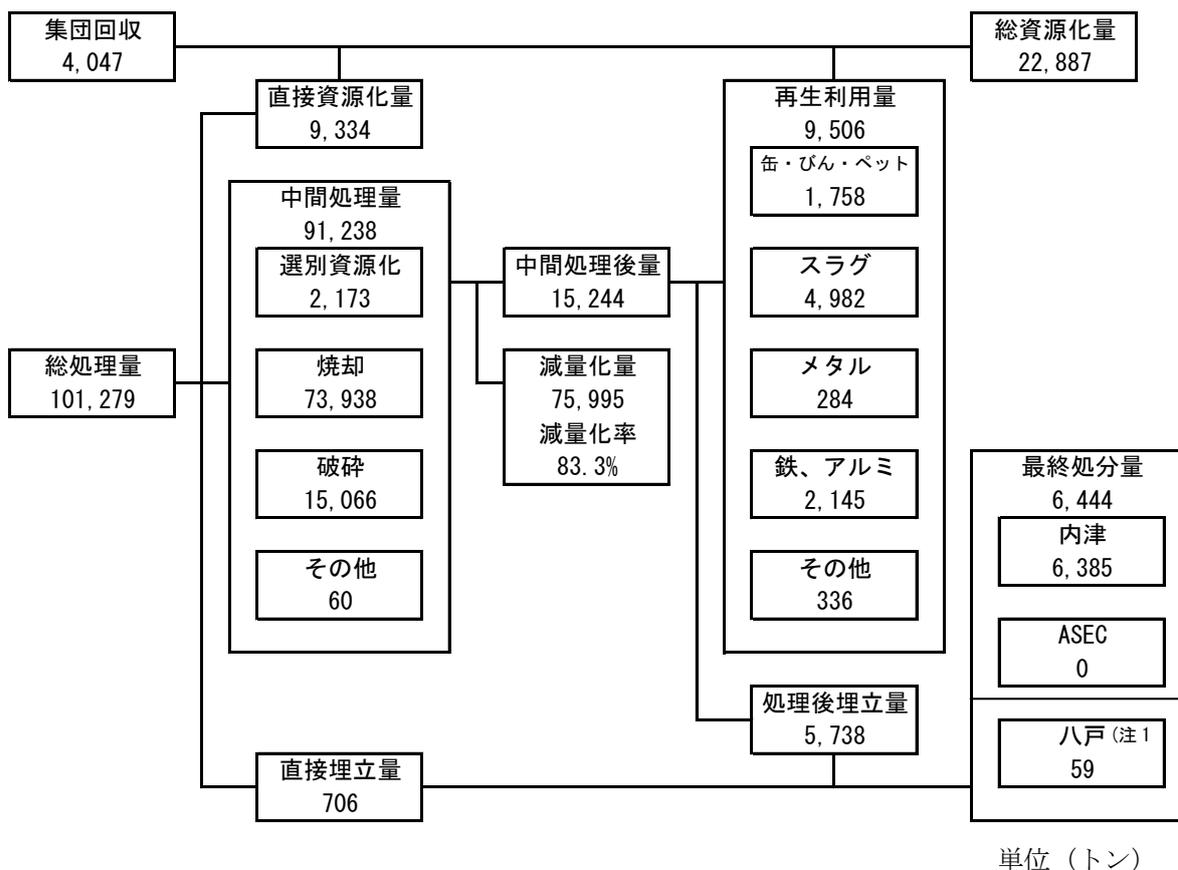
収集された家庭系ごみ、事業系ごみは表 3-2 に示すとおり処理されます。<sup>注 3-3)</sup>

表 3-2 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンターで焼却、灰溶融処理します。</li> <li>・灰溶融処理後に生成されるスラグ、メタルは、再生業者に引き渡します。</li> <li>・灰溶融処理後の再生利用できない残さは、最終処分場で埋め立て処分をします。</li> </ul>
燃やせないごみ 危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。</li> <li>・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却、灰溶融処理します。</li> <li>・破砕不燃物は灰溶融処理します。</li> <li>・破砕資源は、再生業者に引き渡します。</li> </ul>
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類等の紙類資源物は、回収業者に引き渡します。</li> <li>・缶類等の資源物は、資源選別施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に分類し、再生業者に引き渡します。</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用可能なものは、修理の後、市民に販売します。</li> <li>・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同じ処理をします。</li> </ul>
特定廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用可能なタイヤ等は、再生業者に引き渡します。</li> <li>・その他の特定廃棄物は、燃やせないごみと同じ処理をします。</li> </ul>
その他専用の処理のために分類するごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池、水銀体温計は再生業者に引き渡します。</li> <li>・家電 4 品目は、処理業者に引き渡します。</li> </ul>

平成 22 年度のごみの総処理量は、図 3-1 に示すとおり 101, 279 t です。その内、焼却、破砕等により中間処理された量（中間処理量）は 91, 238 t で、中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量は 9, 506 t、処理後埋立された量は 5, 738 t です。最終的に資源化されたものは集団回収を含めて 22, 887 t です。また、最終処分されたものは内津最終処分場以外で埋立されたものを含めて 6, 444 t です。

注 3-3) 詳しくは、資料編「図-1 ごみ処理の流れ」、「表-9 中間処理後資源化物」に示します。



注) 1. 試験使用

2. 数値は小数点以下を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある

図 3-1 マテリアルフロー<sup>注3-4)</sup>

#### (4) 最終処分

中間処理後の資源化できない焼却灰、焼却鉄、スラグを埋立処分しています。また、り災残材等及び側溝汚泥を直接、埋立処分しています。なお、最終処分場の延命を図るため、焼却飛灰<sup>注3-5)</sup>を(財)愛知臨海環境整備センターで埋立処分しています。

注3-4) ごみ処理において、どのようなものが発生するかを示すもの

注3-5) 焼却処理により焼却灰(燃えがら)と焼却飛灰が発生します。

## (5) ごみ処理施設

### 1) 施設位置

清掃関係施設の位置を図 3-2 に示します。



図 3-2 清掃関係施設位置図

### 2) 清掃事業所（収集・運搬）

清掃事業所<sup>注3-6</sup>は、収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬事務拠点として昭和 52 年 10 月、鷹来町地内に建設しました。保有車両は、平成 22 年度末現在、ダンプ 5 台、パッカー車 36 台、その他の車両 1 台となっています。

### 3) クリーンセンター（中間処理）

クリーンセンター<sup>注3-7</sup>は、ごみ焼却施設として、昭和 36 年 3 月、神屋町地内に建設しました。その後、第 1 工場が平成 3 年 2 月、焼却・破碎処理施設を有する施設として竣工、第 2 工場が平成 14 年 10 月、焼却・破碎・灰溶融・資源化施設を有する施設として竣工しました。

2 施設を合わせた焼却処理能力は 1 日あたり 540t、破碎処理能力は 5 時間あたり 110t です。第 2 工場には資源化処理設備もあり、金属缶は 5 時間あたり 8t、ガラスびんは 5 時間あたり 14t、ペットボトルは 5 時間あたり 3t の処理能力があります。

また、クリーンセンターでは、第 2 工場の竣工とあわせて、ごみの減量・資

源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売等、市民のリサイクル活動の拠点としてリサイクルプラザを併設しています。

#### 4) 最終処分場

最終処分場<sup>注3-8)</sup>は、一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設として、平成11年3月、内津町地内に竣工しました。埋め立て容積は232,000m<sup>3</sup>であり、埋め立て工法はサンドイッチ工法による準好気性埋め立てとしています。浸出水処理施設は、凝集沈殿・接触曝気・砂ろ過・活性炭吸着の処理方式を採用しています。

#### 5) (財) 愛知臨海環境整備センター (略称: ASECC)

ASECCは、愛知県や民間企業等により設立された第三セクターの公益法人の保有施設であり、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却飛灰を表3-4に示すとおり搬入しています。

ASECCは、名古屋港南5区処分場が、平成4年3月から埋立事業を開始し、平成22年2月に埋立事業が終了したため、平成23年3月から衣浦港3号地処分場において、引き続き埋立事業を行っています。

表3-4 ASECC概要

年度	搬入量	場所・敷地面積	埋立可能容量
平成13	2,639 t	名古屋港南5区 <sup>※2</sup> 32.6ha	2,950,000m <sup>3</sup>
平成14	2,444 t		
平成15	3,993 t		
平成16	3,989 t		
平成17	3,646 t		
平成18	3,993 t		
平成19	3,987 t		
平成20	1,912 t		
平成21	2,854 t		
平成22 <sup>※1</sup>	0 t		
平成23	—		

注) 1. 平成22年度は名古屋港南5区の埋立終了に伴い、搬入しなかった。

2. 所在地 愛知県知多市新舞子地内

3. 所在地 愛知県知多郡武豊町地内

注3-6) 清掃事業所の概要については、資料編表-10に示します。

注3-7) クリーンセンターの概要については、資料編表-11から表-13に示します。

注3-8) 最終処分場の概要については、資料編表-14に示します。

## 2 ごみ処理の実績

### (1) ごみの現状

#### 1) 排出状況

##### ① 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量及び1人1日当たり排出量は、図3-3に示すとおり、平成13年度の粗大ごみ有料化、平成14年度の資源分別収集開始、平成15年度の廃食用油拠点回収開始等の施策により平成18年度まで緩やかに減少しています。

平成19年度には指定ごみ袋導入により、平成18年度に比べ約7%減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。

平成22年度の家庭系ごみの総排出量は、平成13年度に比べ12,840t、約15.6%削減しています。

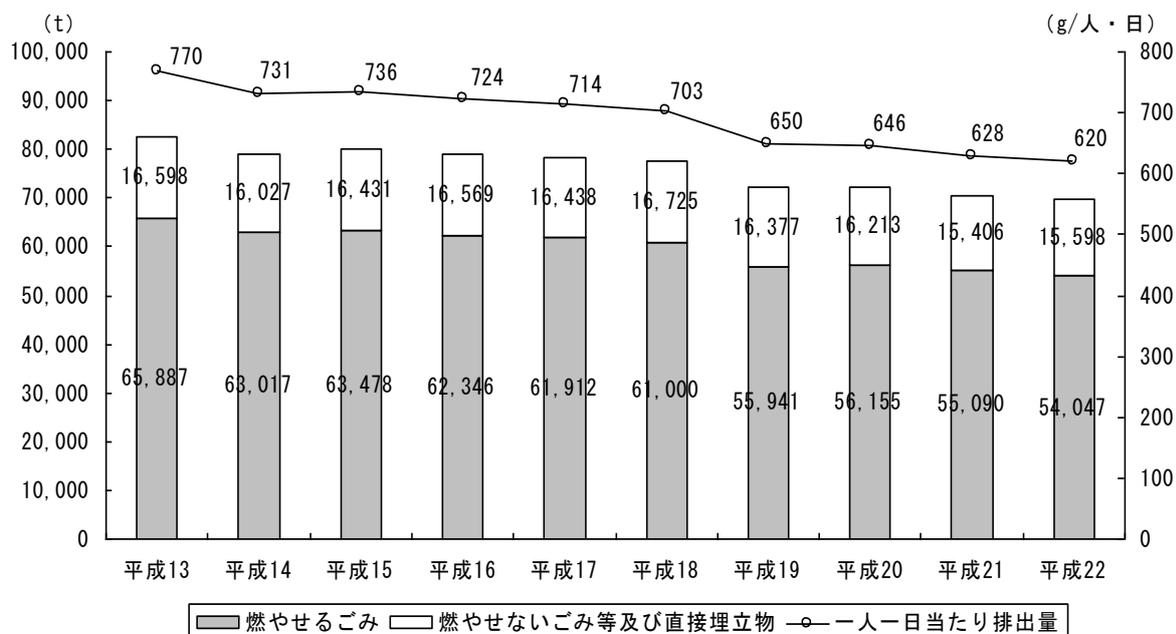


図3-3 家庭系ごみの推移

##### ② 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は、本市のごみ処理手数料が近隣市町に比べ低額であったため、図3-4に示すとおり、平成13年度から年々増加し、平成19年度には52,440tの最大値となっています。

平成20年度以降、ごみ排出量は、搬入ごみ検査の徹底・適正排出指導を強化した結果、その排出量は大幅に減少し、平成22年度の排出量は、平成19年度のピーク時から32,313t、約61.6%削減しています。

特に、燃やせないごみは、急激に減少し、平成 22 年度以降、ほとんど搬入されていない状況にあります。

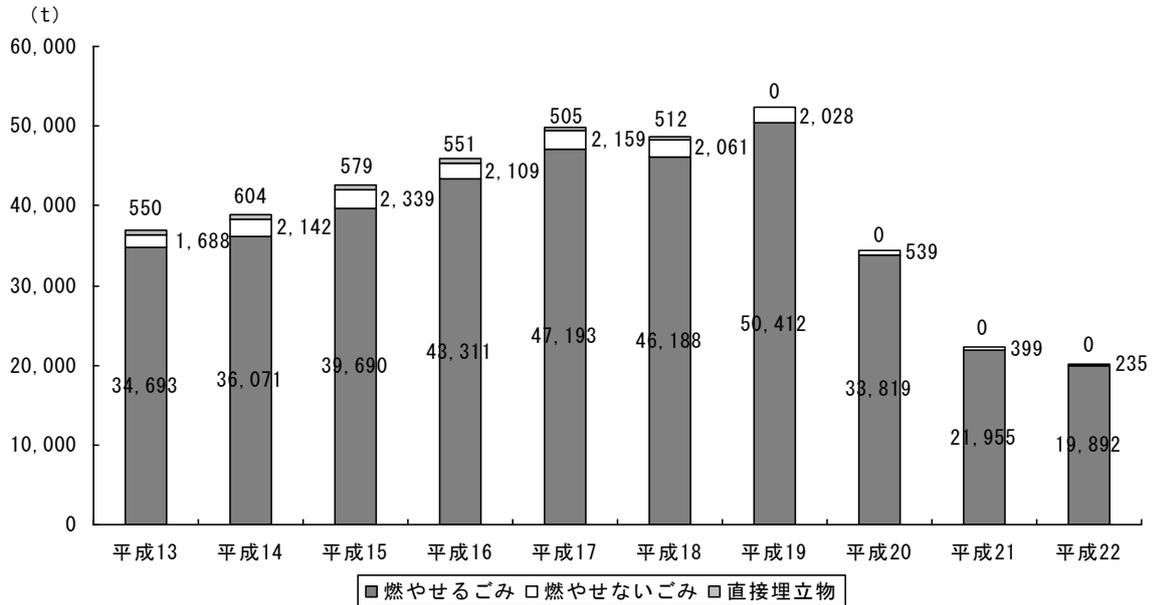


図 3-4 事業系ごみの推移

### ③ 資源化

資源化量は、図 3-5 に示すとおり、平成 13 年度から平成 19 年度まで増加し、平成 20 年度以降減少していますが、資源化率はごみ排出量の減少により、平成 13 年度の 12.7%から向上しています。

資源化量の内訳は、ごみステーションを利用した行政回収、子ども会・学校等が行う集団回収、クリーンセンター処理分の破碎鉄・溶融スラグ等があります。

集団回収は、平成 14 年度から行政回収の開始や少子化に伴い、町内会・子ども会等の回収団体が活動を休止したため、回収量が減少しています。

行政回収は、平成 19 年度まで増加してきましたが、回収量の 80%以上を占めている新聞・雑誌が平成 20 年度以降、景気低迷により発行量が減少し、回収量も減少しています。

クリーンセンター処理分は、平成 16 年度以降、溶融スラグのコンクリート二次製品への有効活用により、大幅に増加してきましたが、平成 20 年度以降、景気低迷によりスラグ販売量が減ったため、資源化量は減少しています。

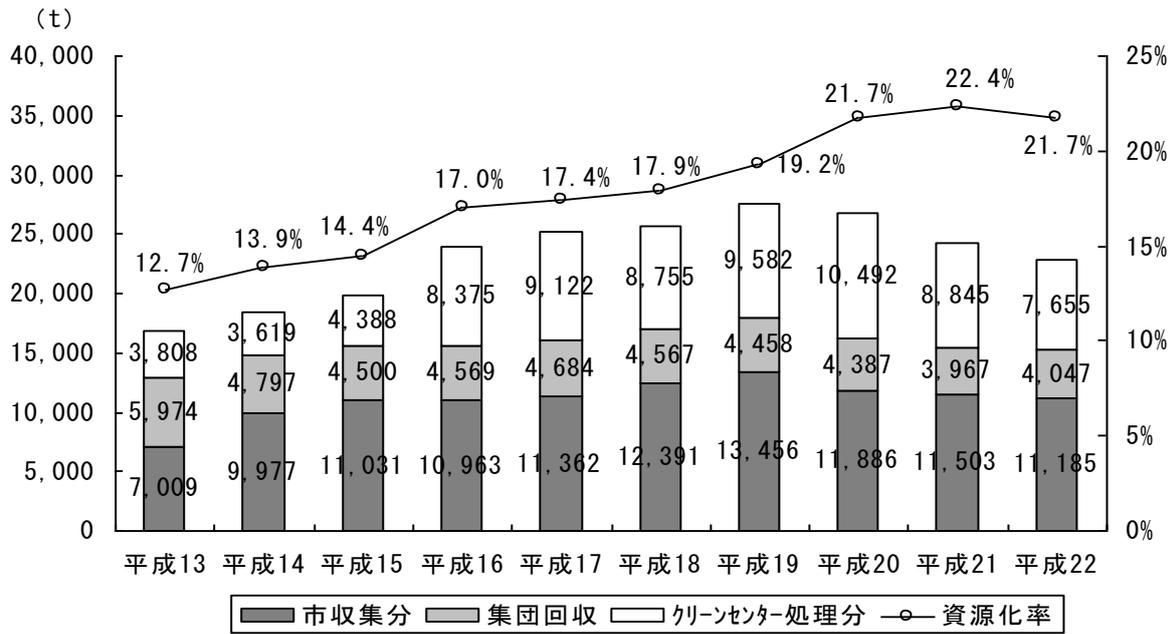


図 3-5 資源化量の推移

#### ④ ごみ総排出量

ごみ総排出量は、図 3-6 に示すとおり、平成 17 年度をピークに減少傾向となり、平成 22 年度は平成 17 年度のピーク時 144,253t に比べ、約 27%、38,927t 減少しています。

また、1 人 1 日当たり排出量も同様に減少しています。

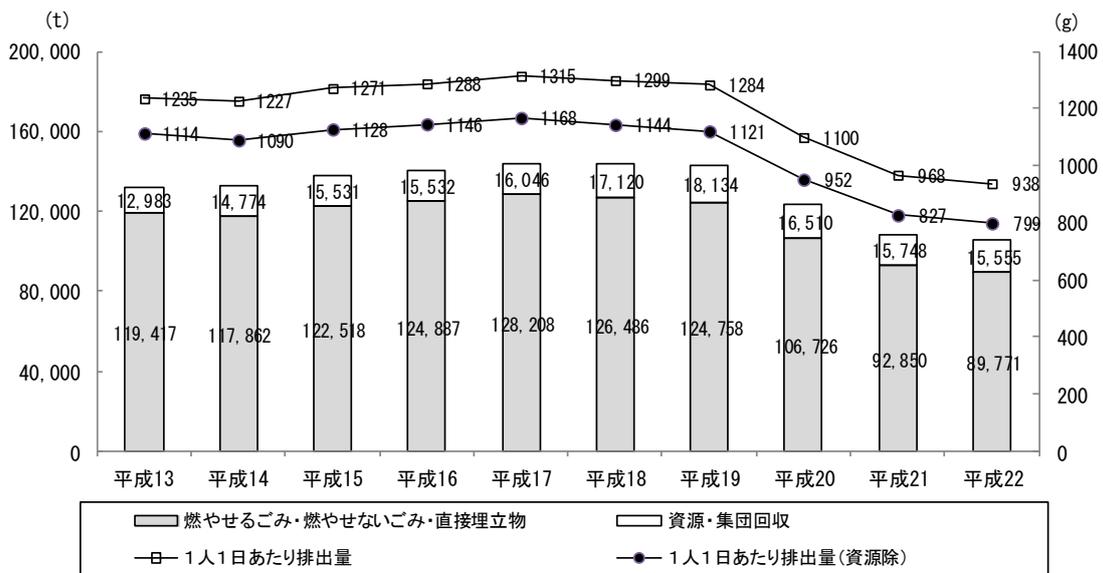


図 3-6 ごみ総排出量・一人一日当たり排出量

## 2) ごみの性状

本市の平成 21 年度における湿ベース<sup>注 3-8)</sup>の組成分析結果を、表 3-5 に示します。また、平成 21 年度の平均を図 3-7 に示します。平均では厨芥類が 39.1%と最も多くを占め、次いで紙・布類の 33.6%、木・竹・ワラ類の 18.3%となっています。

表 3-5 ごみ質分析結果（湿ベース、平成 21 年度）

項目		1月21日		4月14日		平均
		1・2号炉	3・4号炉	1・2号炉	3・4号炉	
組成 (%) (湿)	紙・布類	10.9	33.1	51.7	38.9	33.6
	ビニール合成樹脂類	4.5	3.8	12.8	14.6	8.9
	木・竹・ワラ類	30.0	17.3	12.1	14.0	18.3
	厨芥類	54.7	45.8	23.5	32.6	39.1
	不燃物類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

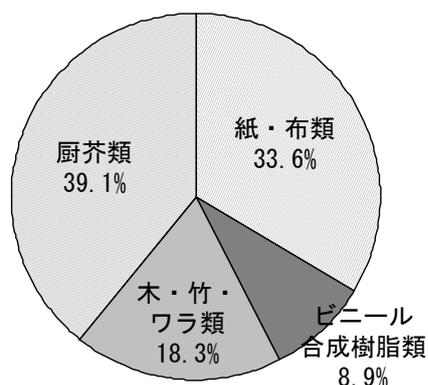


図 3-7 組成分析結果（平成 21 年度平均）

## 3) 中間処理

焼却処理は、第 1 工場（処理能力 260t/日）及び第 2 工場（処理能力 280t/日）の 2 工場が稼働し、平成 14 年度から処理能力 540t/日となりましたが、ごみ焼却量は、表 3-6 に示すとおり、平成 17 年度をピークに減少し、平成 22 年度は約 85,900t/年、稼働日を 300 日とした場合、1 日当たり約 286t の処理量となっています。

破碎処理は、焼却処理と同様に、第 1 工場（処理能力 65t/5h）及び第 2 工場（処理能力 45t/5h）の 2 工場が稼働し、平成 14 年度から処理能力 110t/日となりましたが、ごみ破碎量は平成 18 年度をピークに減少し、平成 22 年度は約 15,000t、1 日当たり約 50t の処理量となっています。

注 3-8) ごみに含まれる水分を除去していない状態。

表 3-6 中間処理施設処理状況

年 度	焼却処理量(t)			破碎処理量(t)			備 考
	年間	1日当たり	処理能力	年間	1日当たり	処理能力	
10	106,755	356	410	18,091	60	65	
11	109,384	365	410	17,838	59	65	
12	115,636	385	410	20,707	69	65	
13	112,513	375	410	18,169	61	65	
14	111,450	372	540	18,105	60	110	第2工場稼働
15	115,999	387	540	18,695	62	110	
16	117,677	392	540	18,608	62	110	
17	121,345	404	540	18,526	62	110	
18	119,967	400	540	18,720	62	110	
19	120,484	402	540	17,810	59	110	
20	103,472	345	540	17,293	58	110	
21	89,403	298	540	16,086	54	110	
22	85,899	286	540	15,066	50	110	

## 4) 最終処分

本市の過去10年間の最終処分量の実績を表3-7に示します。また、最終処分埋立の推移を図3-8に示します。

内津最終処分場は、平成11年4月に供用開始し、当初の埋立量は20,000tを超えていましたが、平成14年度から焼却灰の溶融による減容化、平成16年度から溶融スラグの有効利用が始まり、最終処分量及び最終処分率は、表3-7のとおり、平成13年度から減少し、最終処分場の延命が図られています。平成22年度末時点での最終処分量累計は、最終処分容量232,000m<sup>3</sup>の73%となっています。

表 3-7 最終処分量の実績

項目\年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
焼却残灰	19,339	8,484	3,326	3,076	2,454	5,481	4,248	4,671	985	4,651
スラグ	0	5,586	8,022	6,195	6,399	3,558	2,015	0	1,099	644
破碎不燃物	2,415	1,077	1,449	89	141	0	0	0	0	0
焼却鉄	0	0	0	0	0	0	0	537	525	384
り災残材等	264	312	260	238	218	260	239	263	398	462
側溝汚泥	286	292	319	313	287	252	265	256	224	244
ASEC搬入	2,639	2,444	3,993	3,989	3,646	3,993	3,987	1,912	2,854	0
計(ASEC除く)	22,305	15,751	13,375	9,911	9,499	9,551	6,767	5,727	3,232	6,385
計(ASEC含む)	24,944	18,195	17,368	13,899	13,145	13,544	10,754	7,639	6,086	6,385
ごみ排出量	132,400	132,635	138,050	140,418	144,253	143,606	142,892	123,236	108,598	105,326
最終処分率	18.8%	13.7%	12.6%	9.9%	9.1%	9.4%	7.5%	6.2%	5.6%	6.1%

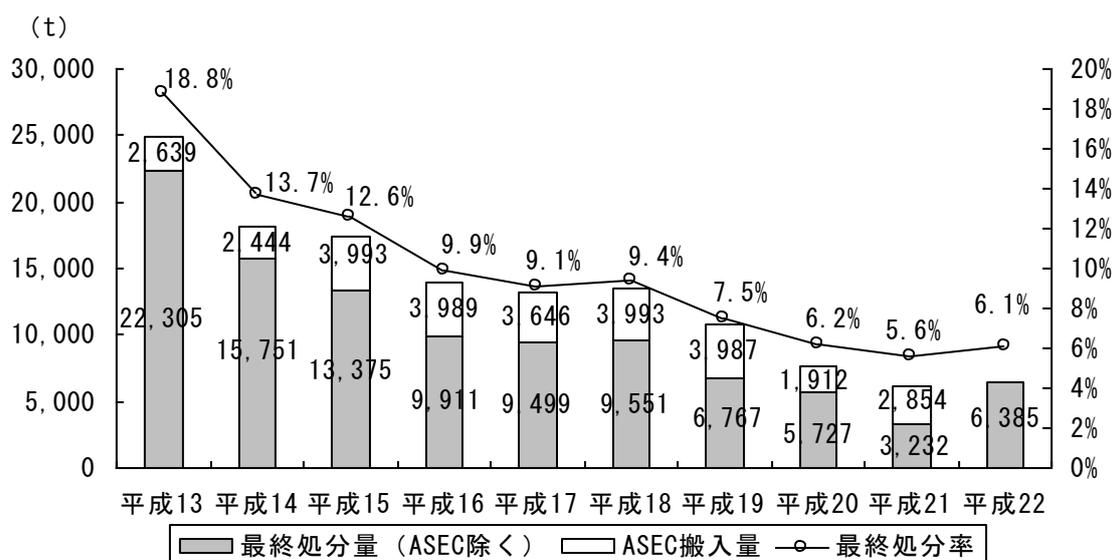


図 3-8 最終処分場埋立状況

## (2) ごみ処理経費

本市の平成13年度から平成22年度までの過去10年間に於ける人口1人あたり1年間に係るごみ処理経費は表3-8に示します。平成14年度から第2工場の稼働、平成16年度から灰溶融炉の本格稼働により、ごみ処理経費は平成13年度から増加をしてきましたが、平成20年度以降、ごみ処理量の減少に伴い、ごみ処理経費は減少傾向に転じています。

表 3-8 人口1人あたりの1年間に係るごみ処理経費

項目\年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
人口(人)	293,669	296,146	297,500	298,677	300,654	302,828	304,925	307,052	307,442	307,718
ごみ処理量(t)	126,426	127,839	133,548	135,849	139,569	139,039	138,434	118,823	104,611	101,264
ごみ処理経費(円)／年	10,534	12,303	13,311	14,000	13,589	14,287	14,813	14,338	13,642	13,396

注) 1. 愛知県廃棄物処理事業実態調査(歳入を差し引かない総支出額)より算出(建設・改良費は除く)

2. ごみ処理量は、家電4品目を除く

### 3 ごみ処理の評価と課題

#### (1) ごみ処理の評価

##### 1) ごみ処理基本計画

ごみ排出量に関する削減目標は、平成 19 年度に策定した前計画において、計画期間を平成 19 年度から平成 30 年度までとし、次のとおり掲げています。

- 平成 30 年度の家庭系ごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、15% (約 11,750t) 削減する。
- 平成 30 年度の事業系ごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、25% (約 12,468t) 削減する。
- 平成 30 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、250g 削減する。

前計画における削減目標と平成 22 年度の実績の比較を表 3-9 に示します。平成 22 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 17 年度と比べ、約 31%、397g の削減が図れており、目標値を大きく上回る削減量を達成しています。
- 家庭系ごみの排出量は、平成 17 年度と比べ、約 11%、8,705t の削減が図れており、目標値の達成には至っていないものの、計画期間の中間地点で目標の約 74%を達成しており、平成 30 年度までには目標に達成することができると推測されます。
- 事業系ごみの排出量は、平成 17 年度と比べ、約 60%、29,732t の削減が図れており、目標値を大きく上回る削減量を達成しています。

表 3-9 ごみ処理基本計画削減目標に対する実績

項目\年度	基準値	目標値		実績値		評価
	平成 17	平成 30	削減量	平成 22	削減量	
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,299	1,050	250	902	397	達成
家庭系ごみ排出量 (t)	78,350	66,600	11,750	69,645	8,705	未達成
事業系ごみ排出量 (t)	49,858	37,390	12,468	20,126	29,732	達成

注) 1. 1 人 1 日当たりのごみ排出量は集団回収を除く  
2. 家庭系ごみは資源ごみ及び集団回収を除く

##### 2) 愛知県内自治体との比較

本市の実績と愛知県内自治体の実績を愛知県廃棄物処理実態調査の平成 21 年度実績を用いて比較したものを表 3-10 に示します。

平成 22 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 1人1日当たりのごみ総排出量 938g は、県内全市町村平均値 980g と比べ、下回っていますが、1人1日当たりの処理すべきごみ排出量 799g は、県内全市町村平均値 792g と比べ、わずかに上回っています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 620g は、県内全市町村平均値 560g と比べ、上回っていますが、1人1日当たりの事業系ごみ排出量 179g は、県内全市町村平均値 232g と比べ、下回っています。
- 資源化率 21.7%は、県内全市町村の資源化率 23.5%と比べ、わずかに低くなっています。
- 本市の平成 22 年度における 1人当たりのごみ処理費 13,396 円は、県内全市町村平均値 12,945 円と比べ、約 3.5%高くなっています。

以上の結果から、資源の収集量が 1人1日当たりのごみ総排出量や処理すべきごみ量に影響し、ごみ処理費については、灰溶融炉の稼働に係る維持管理費等がごみ処理費を増加させていると考えられます。

表 3-10 愛知県内自治体との比較

項目	資源化率 (%)	1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)				一人当たりの年間ごみ処理費 (円)
		総排出量	処理すべきごみ量			
			合計	家庭系	事業系	
県内市町村平均値	23.5	980	792	560	232	12,945
本市 (平成 21 年度)	22.4	968	827	628	199	13,642
本市 (平成 22 年度)	21.7	938	799	620	179	13,396

- 注) 1. 処理すべきごみ量は、総排出量から行政回収及び集団回収の資源を除いたもの  
 2. 処理経費は、建設・改良費を除いたもの  
 3. 本表における数値は愛知県廃棄物処理実態調査における数値と住民基本台帳人口及び外国人登録数をもとに算出した数値であり、表 3-11 は一般廃棄物処理システム評価における数値であるため多少の誤差がある。

### 3) 一般廃棄物処理システム評価

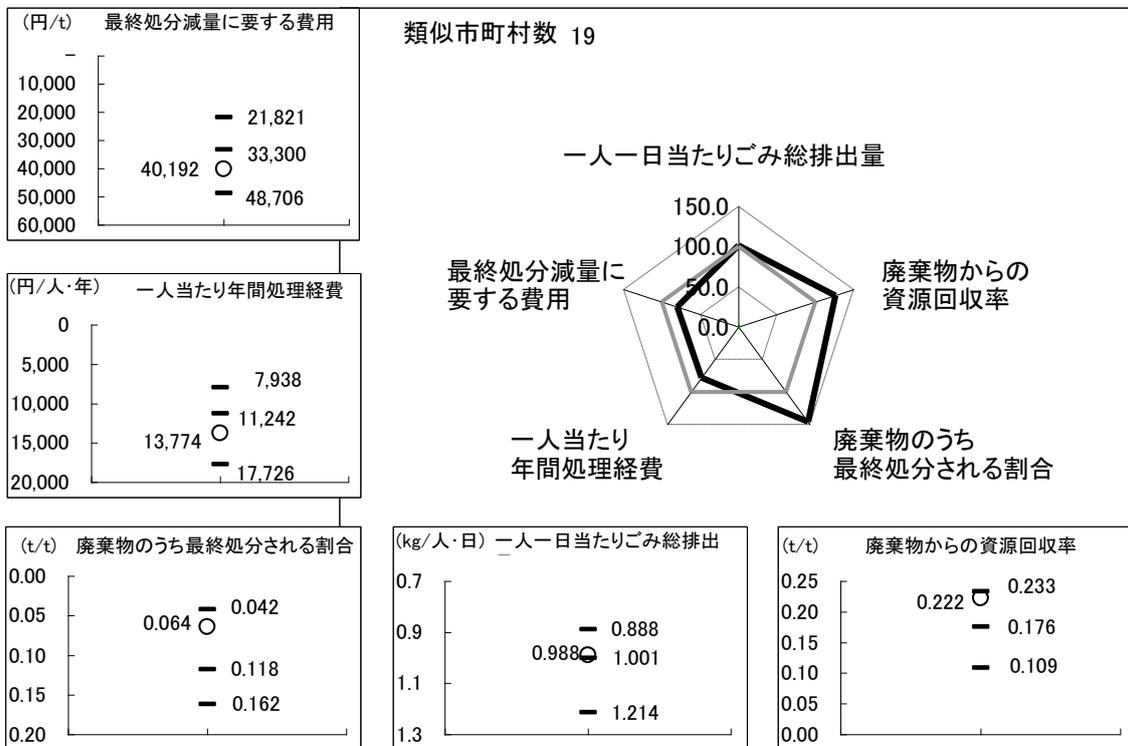
本市と人口及び産業構造が類似する全国 19 市のごみ処理の実績を市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール (以下「一般廃棄物処理システム評価」と言う。)注 3-9) を用いて評価を行い、その結果を図 3-9 及び表 3-11 に示します。また、評価するに当たっての条件等を表 3-12 に示します。なお、評価に用いた実績値は一般廃棄物処理システム評価の最新年度版である平成 21 年度数値です。

注 3-9) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールとは、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により定められた市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するための支援ツールです。

平成 21 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似市に比べ、非常に良い結果となっています。
- 「一人一日当たりごみ総排出量」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似市と比べ、わずかながら悪い結果となっています。
- 「一人当たり年間処理経費」は、類似市に比べ、悪い結果となっています。

この結果から、灰溶融炉による焼却灰の減容、重金属安定処理後の焼却飛灰を外部委託処分していることが、最終処分量を減少できる反面、最終処分費やごみ処理経費を増加させています。



備考：指標平均を 100 とした場合の比率で示しており、本市の指標を黒色、平均を灰色で示しているため、黒色の線が灰色の枠より外側へ出ているほどよい評価、内側へ入るほど悪い評価となる。

図 3-9 一般廃棄物処理システム評価

表 3-11 評価指標

指標	一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	1.001	0.176	0.118	11,242	33,300
最大	1.214	0.233	0.162	17,726	48,706
最小	0.888	0.109	0.042	7,938	21,821
標準偏差	0.083	0.036	0.033	2276	7381
本市実績	0.988	0.222	0.064	13,774	40,192
指数値	101.3	126.1	145.8	77.5	79.3
実績の優劣	低いほど優	高いほど優	低いほど優	低いほど優	低いほど優

表 3-12 類似（比較対象）都市の条件

項目		本市	類似都市
人口		301,169人	230,000人以上～430,000人未満
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.1%	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上
	Ⅲ次人口比率	66.9%	

## (2) ごみ処理の課題

### 1) 排出抑制

ごみの総排出量は、図 3-6 に示すとおり、前計画の基準年度にあたる平成 17 年度の排出量から順調に減少してきています。その内、事業系ごみは図 3-4 に示すとおり平成 19 年度をピークに急激に減少し、家庭系ごみは図 3-3 に示すとおり平成 17 年度から緩やかに減少してきたため、表 3-13 に示すとおり総排出量に占める家庭系ごみの割合が平成 22 年度では 65%を超える状況となっています。

また、表 3-10 に示すとおり県内自治体との比較からも家庭系ごみの排出量は多くなっています。

以上より、家庭系ごみの更なる排出抑制について検討する必要があります。

表 3-13 年度別ごみ排出状況

年度	家庭系ごみ(t)		事業系ごみ(t)		資源ごみ (行政回収)(t)		集団回収(t)		総計(t)
	排出量	率(%)	排出量	率(%)	排出量	率(%)	排出量	率(%)	
平成13	82,485	62.3	36,932	27.9	7,009	5.3	5,974	4.5	132,400
平成14	79,045	59.6	38,817	29.3	9,977	7.5	4,797	3.6	132,635
平成15	79,909	57.9	42,609	30.9	11,031	8.0	4,500	3.3	138,049
平成16	78,915	56.2	45,971	32.7	10,963	7.8	4,569	3.3	140,417
平成17	78,350	54.3	49,858	34.6	11,362	7.9	4,684	3.2	144,253
平成18	77,725	54.1	48,761	34.0	12,553	8.7	4,567	3.2	143,606
平成19	72,318	50.6	52,440	36.7	13,676	9.6	4,458	3.1	142,892
平成20	72,368	58.7	34,357	27.9	12,123	9.8	4,387	3.6	123,236
平成21	70,496	64.9	22,354	20.6	11,781	10.8	3,967	3.7	108,598
平成22	69,645	66.1	20,126	19.1	11,508	10.9	4,047	3.8	105,326

### 2) 資源化

資源化については、表 3-5 及び図 3-7 に示すとおりごみ組成調査の結果から、厨芥類が約 39%、紙・布類が約 34%を占めているため、食品リサイクル、雑がみ等のリサイクルを促進するとともに、プラスチック製容器包装を始めとする新たな資源化策を講ずる必要があります。

また、表 3-7 に示すとおり、焼却灰は最終処分量に占める割合が大きいことから、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のリサイクルについても調査・研究を行う必要があります。

### 3) 収集・運搬

収集・運搬については、プラスチック製容器包装を始めとする新たな資源化策を講ずる場合、分別品目数の増加や収集区分の変更が必要となります。

また、春日井市第4次行政改革大綱第2次改訂版において、基本方針「効率的な予算執行」で民間委託による歳出削減を求めており、安全・安心な収集体制を確保するためには、直営及び委託収集の見直しや効率的な収集・運搬を行うために収集量に応じた収集回数・車両台数の見直しをする必要があります。

### 4) 中間処理

中間処理量は表3-6に示すとおり、平成17年度からのごみ排出量の減少に伴い、焼却処理量及び破碎処理量ともに減少しています。

現状のごみ焼却処理は、両工場が常時稼働するのではなく、第2工場が主体で稼働し、第1工場は点検やオーバーホール時の補完的な稼働で十分な状況となっています。また、平成23年度からごみ処理手数料の改定が施行され、今後、プラスチック製容器包装等の新たな分別収集が始まれば、さらにごみ排出量が減少するため、破碎処理や焼却処理施設の運用を見直す必要があります。

さらに、こうしたごみ処理量やごみの組成が変化することにより、将来の焼却施設の更新、灰溶融炉の運用、ごみ発電による電力の売却も検討する必要があります。

### 5) 最終処分

内津最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るため、更なるごみの減量化・資源化及び減容化に努める必要があります。

また、内津最終処分場の埋立容量は平成22年度末時点で73%まで達していることから、次期最終処分場についての検討時期にきています。次期最終処分場については、早期に環境負荷を低減する最新の処理技術を導入した整備計画を進めることが必要となっています。